

平成31年度 長浜市の高齢者保健福祉サービス一覧表

平成31年4月

申請・手続等の担当窓口



★介護保険の申請、各種福祉サービス、介護保険料、介護サービス費用支給申請

■高齢福祉介護課

電話 65-7789 FAX 64-1437
八幡東町632番地(市役所1階)



※北部振興局福祉生活課、各支所は取次のみとなります。(窓口一覧はP6をご覧ください)

※地域包括支援センターで、各種申請や手続を行うことはできません。
(必要に応じて申請の代行を行います。)

★健康づくりに関するサービス

■健康推進課

各種健診(検診)・健康栄養相談のこと…
電話 65-7759 FAX 65-1711
予防接種のこと…
電話 65-7751 FAX 65-1711
小堀町32番地3(ながはまエルセンター1階)

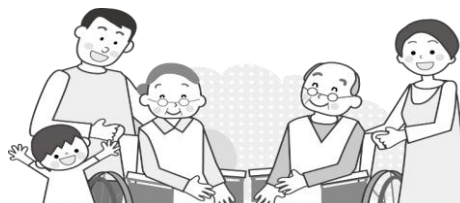
★障害者手帳、しょうがい福祉サービス 難病患者等の人への福祉サービス

■しょうがい福祉課

電話 65-6518 FAX 64-1767
八幡東町632番地(市役所1階)

在宅介護等に関する相談窓口

★高齢者の在宅介護等に関する相談に総合的に対応します。
各種保健福祉サービスの紹介や調整、申請代行も行います。
電話、窓口相談の他、訪問による相談にも応じます。
お気軽にご利用ください。相談は無料です。



◆南長浜地域包括支援センター(担当地域:長浜、六荘、西黒田、神田)

電話 65-8352 FAX 65-8351
朝日町19番3号(長浜西部福祉ステーション内)

◆神照郷里地域包括支援センター(担当地域:神照、南郷里、北郷里)

電話 65-8267 FAX 65-8266
神照町288番地1(長浜北部福祉ステーション内)

◆浅井びわ虎姫地域包括支援センター(担当地域:浅井、びわ、虎姫)

電話 73-2653 FAX 73-8113
宮部町3445番地(虎姫生きがいセンター内)

◆湖北高月地域包括支援センター(担当地域:湖北、高月)

電話 85-5702 FAX 85-5721
高月町西物部73番地1(高月福祉ステーション内)

◆木之本余呉西浅井地域包括支援センター(担当地域:木之本、余呉、西浅井)

電話 82-3570 FAX 82-3646
木之本町黒田1221番地(長浜市立湖北病院内)

※地図は、P7~8をご覧ください。

◆主に介護保険対象外の人にご利用いただけるサービス

～主に、日常生活において何らかの支援が必要であるが介護保険の対象とはならない人が利用いただけます。～

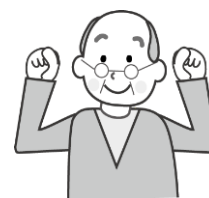


担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担	実施場所等
高齢福祉介護課	生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ事業)	養護老人ホームに一時的(半年で2週間程度)に宿泊し、養護サービスの提供および生活習慣等の指導を行います。	概ね65歳以上で、介護保険の「要介護」の認定を受けていない人等で一時的に在宅生活のできない人。	1日381円の利用料と食費	老人ホームながはま等

～介護保険の要介護認定で「非該当」となった人や、「地域包括支援センター」において介護予防事業への参加が望ましいと判断された人に対して、要介護状態にならないよう予防するための教室等を実施します。～

※この事業は介護保険料を財源の一部として活用しています。

担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担	実施場所等
高齢福祉介護課	転倒予防教室	運動機能の低下の恐れがある高齢者に対して、体操を中心とした教室(8回)を開催し、下肢の運動機能の向上を図るとともに、自主グループ活動につなげます。	65歳以上の人で運動機能向上や体操に興味のある人。	無料	市内自治会単位で5会場 お問い合わせは高齢福祉介護課(65-7841)まで



◆介護保険対象の人、介護保険対象外の人ともご利用いただけるサービス

～介護保険の対象となる人もならない人も、ひとり暮らしや高齢者世帯といった不安や、心身の不安からサービスを受けたいという人にご利用いただけます。～

担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担	実施場所等
高齢福祉介護課	見守り配食支援事業	見守りが必要な方に対し、食事の宅配時に安否確認をします。 1日1回上限週5回昼食または夕食を宅配します。	下記①または②に該当し、見守りが必要と判断される人(原則、家族等や福祉サービスにより週5日以上安否確認ができる人を除く。)で市税・介護保険料等に未納がない人。 ①65歳以上の高齢者 ②一定以上の心身のしょうがいのある人等の世帯	1食248円～568円(業者・内容により異なります)	自宅に訪問します。 ※配食業者により夕食の配達ができない地域があります。詳しくは、高齢福祉介護課まで 
	緊急通報システム事業	緊急通報端末装置を貸与し、受信センターで管理します。また、近隣3人の協力員によるネットワークを組んでいただき緊急時の対処等を行います。	ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯(同居者が寝たきりや認知症等で、緊急時に対応できる人がいない世帯)の人のうち、緊急的な連絡手段を持っていない人で、かつ生命に危険な症状が発生する疾患等により、日常生活に常時注意を要する状態の人	課税状況に応じ無料または1割負担	自宅 
	日常生活用具給付事業	日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)を給付します。	ひとり暮らしの高齢者で、心身機能の低下のために防火対策が必要と認められる人で、かつ市民税非課税または生活保護世帯に属し、市税・介護保険料等に未納がない人。	原則1割負担	自宅
	雪下ろし費用補助事業	居住する住宅の屋根の雪下ろし作業等を委託した時の費用に対して補助をします。 補助額は、作業1回あたり上限1万円(重機使用時は1回あたり上限1万円を加算)とし、同一世帯同一年度中3回まで(地域によっては5回まで)とします。	①おおむね65歳以上の高齢者世帯、②一定以上の心身のしょうがいのある人のみの世帯、③②の人と同居する者が65歳以上の世帯、のいずれかに該当し、市民税非課税世帯で、かつ市税・介護保険料等に未納がない世帯で親族の支援による除雪が困難な世帯。	補助額との差額分	自宅
しょうがい福祉課	権利擁護・成年後見制度に関する相談	判断能力が十分でない人に対して、財産や金銭の管理、福祉サービスの利用援助などを行って日常生活を支援する「権利擁護事業」「成年後見制度」について、相談・利用支援を行います。	高齢者及びその家族等。相談は無料。 成年後見制度の申立経費や後見人等への報酬の支払が困難な経済状況の人に対して、費用を助成する事業も実施しています。		「長浜市成年後見権利擁護センター」(長浜市社会福祉協議会内)で相談をお受けします。 お問合せは ・長浜センター(電話62-1804) ・木之本センター(電話82-5419)まで

◆主に介護保険の対象となる人が利用できるサービス

～主に介護保険の対象となるような寝たきり等の人が対象となるサービスです。～

担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担	実施場所、注意点等
高齢福祉介護課	在宅福祉衛生材料支給事業	紙おむつ等と引換できる支給券(1月当たり4,500円分)を交付します。	要介護3～5認定者、肢体不自由しょうがい1・2級、知的に重度のしょうがいのある人。所得税非課税世帯。申請時に在宅生活で、申請前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていること。市税、介護保険料等に未納がないこと。	無料	事業提携店
	在宅福祉理美容サービス	年2回、理美容店からの訪問により理美容サービスを受けることのできる利用券を支給します。申請は、3月と9月に受け付けます。	要介護4・5認定者、心身に一定のしょうがいのある人のみの世帯の人等。所得税非課税世帯。申請時に在宅生活で、基準日(3/1と9/1)前6か月のうち3か月以上在宅生活をしていること。市税、介護保険料等に未納がないこと。	原則1割負担	事業提携店(利用申請時に店を予め選定)が、自宅を訪問して実施。 
	小規模住宅改造経費助成事業	浴室・トイレ等の小規模な住宅改造経費の一部を助成します。助成金額は対象経費の2分の1で23万2千円を上限とします。介護保険利用分は対象経費から除きます。	65歳以上の寝たきり・準寝たきりの高齢者(要介護2以上に限る。)で住宅の改造を必要とする人。本人の市民税が非課税であり、市税、介護保険料等に未納がないこと。	助成額との差額および対象外経費	着工後の助成はできません。工事の前に必ずご相談ください。
	認知症高齢者等家族支援サービス事業	高齢者に専用端末機器を持っていただき、行方不明となった時などに位置を探索できるようにします。	行方不明になるおそれがある認知症高齢者等。市税、介護保険料等に未納がないこと。	月額利用料など	
	認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業	認知症等により行方不明になった人の家族から、警察署に行方不明届を出された場合に、協力者等に行方不明になった人の特徴などの情報を配信し、地域ぐるみで早期発見に努める仕組みです。	<事前登録対象者> おおむね65歳以上の人で認知症等により行方不明になる心配がある人 ※なお、事前登録がなく行方不明になった場合は、警察署で申請することができます。	無料	事前登録申請は市高齢福祉介護課かお近くの地域包括支援センターで。
	24時間対応型安心システム事業	介護者の急な病気、事故その他やむを得ない事由により、介護を必要とする高齢者の介護ができなくなった際にして通所介護事業所において緊急あずかりをします。	要介護又は要支援の認定を受けている(申請中を含む)こと。	補助基準額に10分の3を乗じて得た額	提携事業所
高齢福祉介護課	介護マークの貸出	介護していることがわかりにくく、誤解を受けやすい状況を解消するため、介護マークを貸し出します。	①要介護・要支援認定を受けている人 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ③その他必要と認める人 上記①～③の人を介護している市内に在住または在勤、在学している人	無料	申請は、市高齢福祉介護課または市しょうがい福祉課で。


◆そのほかのお知らせ

担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担	備考
高齢福祉介護課	避難支援・見守り 支えあい制度	自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望される人の登録を受付けています。申請後は自治会関係者と協議のうえ個別計画を作成いただきます。	ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や避難をする際に支援が必要な人など。	無料	登録の申出はいつでもすることができます。自治会、民生委員、市、社会福祉協議会などにご相談ください。
	買物支援事業	食料品(弁当を含む)や日用品などの宅配、移動販売、買物代行等を行う事業所・団体等の情報を掲載したパンフレットを作成しています。	買物が困難な高齢者やしょうがいのある人など。	無料	パンフレットは市役所窓口(高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、北部振興局福祉生活課、各支所)、市内各社会福祉協議会窓口に配置しています。また、民生委員、しょうがい者相談員・ケアマネジャーにご相談いただければ市への取り次ぎなどをしていただけます。市ホームページからダウンロードすることもできます。

このほかに、介護保険で受けられるサービスがあります。



◆健康づくりに関するサービス

担当課	サービス名	内容	対象者	個人負担・実施場所等	
健康推進課	健康・栄養相談	保健師・管理栄養士が健康や栄養に関する相談に応じます。	全市民	<p>お問合せ、申込は 長浜市保健センター(電話65-7759) 北部健康推進センター(保健センター高月分室) (電話85-6420)まで</p> 	
	各種健(検)診	国民健康保険 特定健診	国民健康保険加入者の40歳から74歳までの男女		40歳以上の男女
		胃がん検診	40歳以上の男女		
		大腸がん検診			
		肺がん検診			
		乳がん検診	40歳以上で前年度受診していない女性		20歳以上で前年度受診していない女性
		子宮頸がん検診			
		歯周病検診	30歳以上の男女		40歳以上の男女で市の肝炎ウイルス検診を受診したことのない人
		B型・C型肝炎ウイルス検診			
	結核健康診断	65歳以上の男女			
予防接種	高齢者インフルエンザ	①65歳以上の人②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級程度)	<p>お問合せ、申込は 長浜市保健センター(電話65-7751) 北部健康推進センター(保健センター高月分室) (電話85-6420)まで</p>		
	高齢者肺炎球菌	①平成32年3月31日現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人及び平成31年3月31日現在、100歳以上の人②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級程度)			
保険医療課	後期高齢者健診	75歳以上の人の健診	後期高齢者医療制度加入者の男女(65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む)で一定の要件に該当する人 ※6月上旬に対象者宛てに受診券発送	お問合せは 保険医療課(電話65-6527)まで	

◆各種申請取次窓口

北部振興局、各支所では申請の取次を行います。

○北部振興局 福祉生活課
電話 82-5901 FAX 82-5930
木之本町木之本1757番地2

○虎姫支所
電話 73-3001 FAX 73-2517
宮部町3445番地(虎姫生きがいセンター内)

○浅井支所
電話 74-3020 FAX 74-3656
内保町2490番地1

○びわ支所
電話 72-3221 FAX 72-2211
難波町505番地(リュートプラザ内)

○湖北支所
電話 78-1001 FAX 78-1640
湖北町速水2745番地

○高月支所
電話 85-3111 FAX 85-3268
高月町渡岸寺160番地

○余呉支所
電話 86-3221 FAX 86-3220
余呉町中之郷2434番地

○西浅井支所
電話 89-1121 FAX 89-0585
西浅井町大浦2590番地